

委員会提出議案第7号

三田市議会事務局処務規則の一部を改正する規則の制定について

三田市議会事務局処務規則の一部を改正する規則を次のとおり定める。

平成31年3月25日提出

議会運営委員会委員長 美藤和広

三田市議会規則第 号

三田市議会事務局処務規則の一部を改正する規則

三田市議会事務局処務規則（昭和46年三田市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第6条及び第7条を次のように改める。

（職責及び職務権限）

第6条 三田市議会事務局設置条例(昭和33年三田市条例第9号)第5条第1項に定める職員以外の職員の職責及び職務権限については、三田市事務処理規則(昭和51年三田市規則第27号。以下「規則」という。)を準用する。

（専決及び代決）

第7条 事務局職員の事務の専決及び代決については、規則を準用する。この場合において、事務局に次長を置くときは、規則別表第2及び規則第20条中「部長等」とあるのは「事務局長」と読み替え、事務局に次長を置かないときは、規則別表第2中「部長等」及び「次長等」とあるのは「事務局長」と、規則第20条中「部長等」とあるのは「事務局長」と読み替えるものとする。

付 則

この規則は、平成31年3月25日から施行する。